

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市公民館使用料の減免
根拠法令及び条項	○那覇市公民館条例第10条 ○那覇市公民館条例施行規則第7条 ○那覇市公民館の運営に関する要綱第5条
審 査 基 準 ○那覇市公民館条例 ＜別紙のとおり＞ ○那覇市公民館条例施行規則 ＜別紙のとおり＞ ○那覇市公民館の運営に関する要綱 ＜別紙のとおり＞	
標準処理期間	1週間以内
所管部署	生涯学習部 中央公民館（098-917-3442） 若狭公民館指定管理者：NPO法人地域サポートわかさ 繁多川公民館指定管理者：NPO法人一万人井戸端会議
更新日	平成27年4月1日

＜別紙＞

○那覇市公民館条例

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合
- (3) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合
- (4) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合
- (5) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- (6) その他市長が特に必要と認める場合

○那覇市公民館条例施行規則

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 条例第10条第1号から第3号までの規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第10条第4号及び第5号の規定に該当する場合 使用料(冷房料を除く。次号において同じ。)の2分の1の額
- (3) 条例第10条第6号の規定に該当する場合 全額又は使用料の2分の1の額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、那覇市公民館使用料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市公民館使用料減免通知書を交付するものとする。

○那覇市公民館の運営に関する要綱

(使用料の減免に係る用語の定義)

第5条 条例第10条の規定のうち、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

(1) 公共団体 法令に基づき、国から一定の行政を行うこと及び必要な範囲内において公権力を行使することを認められている法人

(2) 公共的団体 公共的活動を営む団体

(3) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者